

せん孔等工事の業務内容

1 地下埋設物占有者協議

- 地下埋設物占有者間協議書を交わして各占有者と協議する。(占有物件が無い場合も協議書を交わして確認する。)

地下埋設物占有者
NTT・広島ガス・下水道・中国電力・バス等 地域によっては、ケーブルテレビ、有線放送等

2 道路占用許可申請書等

- 道路占用許可申請書、工事仕様（目標図、道路占用、掘削許可申請書、舗装復旧標準断面図）を道路管理者（広島市長）への申請を確認する。
- 道路占用許可書（路面復旧監督費の納付書を含む）を受領する。

3 道路使用許可申請書

- 道路使用許可申請書を所轄警察署への申請を確認する。
- 道路使用許可証（道路使用許可申請書と同一）を受領する。

4 事前調整

- せん孔等工事により影響が予想される近隣住民へ周知する。
- 断水を伴う場合は、施行前の広報等を十分に行い近隣住民へ周知する。
- 道路通行規制を伴う場合は、公共交通機関（バス等）、環境事業所（ごみ収集作業車）等と事前協議する。

5 水道局（管理事務所）と施行日時の調整

- (1) 「せん孔等工事施行予定表」を作成し、道路使用許可証の写しを添付して所管の管理事務所へ提出する。

（必要に応じ、地下埋設物占有者間協議書、道路占用許可書・工事仕様の写しを添付する。）

- (2) 施行方法の確認

- 「広島市道路占用規則」・「復旧工事施行基準」その他関連諸規程を遵守する。
- 広島市水道局「給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程」その他関連諸規程を遵守する。
- 断水を伴う場合は、工事監督員と協議する。
- 機械器具等の確認。
- せん孔等工事施行中の事故対応、事故補償等の確認。
- 施行後の管理の連絡先(24時間)の確認。

（例）

緊急連絡先（昼）	○△○—○△○—○△○△
（夜）	○△○—○△○—○△○△
（携帯）	○△○—○△○△—○△○△

6 せん孔等工事の実施

- ・ 「技能を有する者」が施行する。
- ・ せん孔等工事に関する施行要領第 7 条工事監督員（水道局管理事務所職員）の現地立会による指示を遵守する。

7 施工完了後

(1) 照合

- ・ せん孔等工事施行報告書の作成
- ・ 工事写真の整理（せん孔等工事写真撮影要領の遵守）
- ・ 舗装業者より提出された作業日報・工事写真・その他書類等の整理
- ・ 自主検査を行う

(2) 道路管理者への届出

- ・ 書類の作成
- ・ 工事完了届（完了検査通知書）
※ 国道の完了届は、水道事業管理者名で行うため、届出に必要な図面等の資料を管理事務所に提出する。

(3) 舗装

- ・ 書類の作成
※ 舗装復旧確認票、道路舗装復旧指示書、写真
- ・ 舗装施行時期
仮舗装—せん孔等工事施工後当日
本舗装—10 日以内

(4) 保存

- ・ 完了検査通知書 永久保存
- ・ 舗装復旧完了届
- ・ 工事写真

(5) 管理事務所への届出等

- ・ せん孔等工事施行報告書
速報—施行日の翌日までに FAX 等で報告
提出—施行日の 1 週間以内に本書を提出（せん孔等工事写真撮影要領に基づいて撮影した工事写真も同時に確認を受ける。）

8 継続占用許可の申請

- ・ 占用者は、占用期間満了後、引き続いて占用しようとするときは、その期間満了前までに、所定の道路占用継続許可申請書（更新年度は 3 年）を提出して継続手続きを行う。
- ・ 国道と河川の道路占用継続許可申請は、水道事業管理者名で行う。